

資料

生駒市議会タブレット端末使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、生駒市議会におけるタブレット端末の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、議案説明会、広報広聴委員会、災害対策委員会及びその他議長が認めるものをいう。
- (2) タブレット端末 会議用システムを利用するため議長が許可した者に貸与されるタブレット型端末のことをいう。
- (3) 文書共有システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するためのシステムのことをいう。

（タブレット端末の使用者）

第3条 タブレット端末機を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生駒市議会議員（以下「議員」という。）
- (2) 生駒市議会事務局の職員（以下「事務局」という。）
- (3) その他議長が許可する者

（タブレット端末の貸与）

第4条 議長は、使用者が議員活動等（公務としての議員活動及び議会活動として市民に対する説明責任を果たすことができる活動をいう。）

以下同じ。)を行うため、タブレット端末を無償で貸与するものとする。

2 タブレット端末の使用権限がなくなったときは、速やかに自身固有のデータをタブレット端末から削除し、直ちに議長に返却しなければならない。

(遵守事項)

第5条 タブレット端末の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用者は、~~タブレット端末を使用する場合、~~議会の品位を重んじた良識のある使用を心がけるものとする。

(2) 使用者は、議員活動等に必要な範囲内に限り、使用するものとする。

(3) タブレット端末及び文書共有システムに係るログイン認証設定は推測されにくいものとし、その認証情報を第三者（家族を含む。）が知り得ないよう管理するものとする。

(4) タブレット端末から~~の~~情報漏えい及びウイルス感染を防止するため、私物パソコン等外部端末との接続を行わないものとする。

(5) タブレット端末を適切に管理し、データの正確性を保持し、データ等の紛失、損傷等の防止に努めるものとする。

(6) アプリケーションのダウンロードは、~~会議その他~~議員活動等に必要なものに限定するものとする。

(セキュリティ対策)

第6条 使用者は、市の情報及び文書共有システムの保全に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(事故等があった場合の対応)

第7条 タブレット端末の使用において、情報漏えい、ウイルス感染、紛失等の事故があった場合は、次のとおり対応するものとする。

(1) 情報漏えい及びウイルス感染があった場合は速やかに実情を把握し、議長に第1号様式により報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2) タブレット端末を**破損損傷**し、又は紛失した場合は、様式第2号により速やかに議長へ報告を行うこと。また、その修理等に係る経費を負担するものとする。

(アプリケーションの追加)

第8条 タブレット端末に搭載されているアプリケーション以外**のアプリケーション**をインストールする場合、第3号様式により、事前に申し出ること。その場合、アプリケーションの購入費用及び使用料金については、当該議員本人が負担すること。

(禁止事項)

第9条 会議中におけるタブレット端末の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議を撮影し、録音し、録画し、又はインターネット上に中継すること。
- (2) 議事の内容に関係のないインターネットサイトを閲覧すること。
- (3) メールの送信、SNS等への投稿及び通話等の手段により、会議に出席していない者に情報を発信すること、又は会議に出席していない者から情報を受け取り、確認すること。
- (4) 動画又は音声を視聴し、又は視聴させること。
- (5) 電子音や振動音を発生させる行為を行うこと。

(6) 出席者の迷惑になる行為を行うこと。

2 タブレット端末の管理に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を発信すること。

(2) タブレット端末を第三者(家族を含む。)に貸与又は譲渡すること。

また、特段の理由がない限り操作をさせること。

(3) タブレット端末を改造し、又は交換すること。

(4) 議員活動等に関係のないインターネットサイトを閲覧すること。

(5) 議場内の通信環境及び会議システムの動作に支障を生じさせること。

(6) その他議長が定めたこと。

(違反行為に対する措置)

第10条 前条に掲げる事項に違反していることが確認された場合は、議長又は会議の長は注意を行うことができる。

2 前項の規定による注意に従わないときは、議長又は会議の長は、タブレット端末の使用を停止させることができる。

(委任)

第11条 この基準に定めるものほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和8年 月 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

生駒市議会議長

様

生駒市議会議員

情報漏えい・ウイルス感染報告書

下記のとおり（情報漏えい・ウイルス感染）が発生しましたので、生駒市議会タブレット端末使用基準第7条第1項の規定により届け出します。

記

発生した日	年　月　日
タブレット管理番号	
発生の経緯（具体的に）	
発生の要因	
再発防止策	

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

生駒市議会議長

様

生駒市議会議員

破損・紛失届

下記のとおり貸与されたタブレット端末を（破損・紛失）しましたので、
生駒市議会タブレット端末使用基準第7条第1項の規定により届け出します。

記

破損・紛失した日	年　月　日
タブレット管理番号	
破損の状況又は 紛失の場所	
発生の経緯（具体的に）	
再発防止策	

様式第3号（第8条関係）

年　月　日

生駒市議会議長

様

生駒市議会議員

アプリケーション追加申出書

下記のとおり貸与されたタブレット端末におけるアプリケーションソフトの追加を申し出ます。

記

追加希望日	年　月　日
タブレット管理番号	
アプリケーションの名称	
アプリケーションの発行元	
追加理由	
追加費用	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料（円）